

証券コード 9253
(発送日) 2024年5月13日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月7日

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目11番17号
スロガン株式会社
代表取締役社長 仁平 理斗

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会においては、株主総会資料について電子提供措置をとっており、以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.slogan.jp/ir/stock/meeting/>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/9253/teiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトの他、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「スロガン」又は「コード」に「9253」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」ページより、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、本株主総会は、法令及び当社定款の規定に基づき、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）といたしますので、本株主総会には、当社指定のウェブサイト※を通じてご出席願います。

※バーチャルオンリー株主総会ログインURL https://web.sharely.app/login/slogan_2024

ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は後記「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。なお、当日ご出席されない場合、あるいは当日ご出席される場合も通信障害等に備え、書面又はインターネットによって議決権を事前行使することができませんので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、後記「議決権行使についてのご案内」及び「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2024年5月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月29日（水曜日）午前10時（アクセス可能時間 午前9時30分）
2. 開催方法 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）とします。
完全オンラインにて開催するため、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。当社指定のウェブサイト（https://web.sharely.app/login/slogan_2024）を通じてご出席ください。
ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、後記「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。

3. 目的事項
報告事項
1. 第19期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 会計監査人選任の件
第3号議案 取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容決定の件
第4号議案 当社の社外協力者に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

4. 招集にあたっての決議事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 書面又はインターネットによる議決権行使を行った株主様が当日出席された場合、当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効なものとしてお取り扱いいたします。当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

5頁から7頁の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

日時

2024年5月29日(水曜日)
午前10時(アクセス可能時刻:午前9時30分予定)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年5月28日(火曜日)
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

4頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年5月28日(火曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトでログインQRコード

見本

○

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 賛 に○印
- 全員反対の場合 >> 否 に○印
- 一部の候補者に反対の場合 >> 賛 に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 賛 に○印
- 反対の場合 >> 否 に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

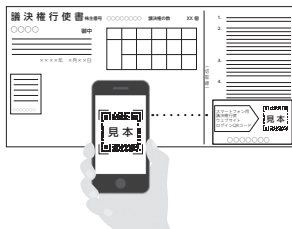
・書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

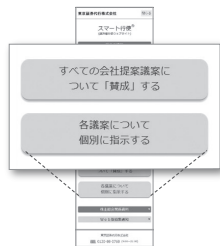
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

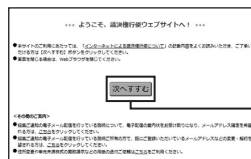
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

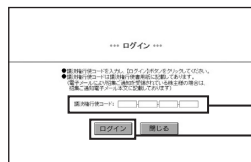
議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

東京証券代行株式会社
電話：0120-88-0768 (フリーダイヤル)
受付時間 午前9時～午後9時

バーチャルオンリー株主総会のご案内

本株主総会は、インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』です。

株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、ログイン方法、お手続き方法等の詳細について、以下のとおりご案内申し上げます。株主総会当日に当社指定のウェブサイト※からインターネット上で出席し、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使の他、株主総会の目的事項に関する質問、動議の提出等が可能です。また、同ウェブサイト内より、事前のご意見、ご質問等をお受けしていますので、是非ご利用ください。

※同ウェブサイトのご利用に際しましては、以下の事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時

2024年5月29日（水曜日）午前10時

※ただし、通信障害等の影響により本株主総会を上記日程で開催することができなかった場合には、当社ウェブサイト（<https://www.slogan.jp/ir/>）において、あらためて日程等をご案内いたします。

2. ログイン方法

接続先：https://web.sharely.app/login/slogan_2024

<必要事項> 株主番号、郵便番号、保有株式数



- ① 上記のURLを入力いただくか、右図のQRコードを読み込み、バーチャルオンリー株主総会サイトにアクセスしてください。
- ② 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従って入力し、ログインしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

※ログインに関するご不明点については、下記URLより株主様向けFAQをご参照ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

3. 当日の質問方法

ログイン後、議長の指示に従って、画面下部の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。当日の質問は、株主総会開始後、ご入力いただけます。

4. 動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従って、画面下部の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

5. 議決権の行使方法

- ・ログイン後、議長の指示に従って、画面下部の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。
- ・書面又はインターネットによる議決権行使を行った株主様が当日出席された場合、
 - ①当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ②当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

6. 事前質問の方法

以下の受付期間で事前質問をお受けいたしますので、「2. ログイン方法」に従ってログインしていただき、画面上の事前質問フォームより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

[受付期間] 2024年5月7日（火曜日）午前0時～2024年5月26日（日曜日）午後5時

※受付期間終了後にお送りいただいたご質問にはお答えできかねます。

※株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、株主総会当日にご説明させていただく予定です。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

7. 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、「代理人による議決権行使等に関する問合せ先」までお問い合わせください。

<代理人による議決権行使等に関する問合せ先>

<https://www.slogan.jp/contact/contact10/>

<代理人に関する書類の提出先>

〒107-0062 東京都港区南青山2-11-17第一法規本社ビル3階（SENQ青山並木通り内）

スローガン株式会社 株主総会運営事務局宛

<ご提出期限>

2024年5月28日（火曜日）午後5時必着

※提出期限までに必要書類が当社に届かなかった場合は、代理人による出席は認められませんのでご了承ください。

※ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱いできない場合がございます。

注意事項

1. 書面又はインターネット等による議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において最後に行われたものを有効な議決権行使とし、事前の議決権行使は無効とさせていただきます。事前に議決権行使のうえ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権として取り扱わせていただきます。
2. 事前質問受付サイトから動議の提出はできません。
3. 当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。
4. 株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
5. ご視聴いただく際の通信機器類、接続料金及び通信料等の一切の費用は株主様のご負担となります。
6. 映像や画像、音声データ等の第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
7. その他配信システムに関するご不明点に関しましては、以下FAQサイトを確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

【当日のログイン方法、操作方法等に関する問合せ先】

問合せ先：システム運営会社（Sharely株式会社）

TEL：03-6416-5286

（受付日時：2024年5月29日（水曜日）午前9時～株主総会終了まで）

事業報告

(2023年3月1日から2024年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、急速な円安の進行や物価上昇の影響を受けつつも、政府による新型コロナウイルス感染症の水際対策の撤廃などにより経済活動の正常化が進み、インバウンド需要が回復したこと、サービス関連を中心とした個人消費が増加したことなどにより景気は緩やかに回復いたしました。一方で、世界各地での紛争リスクや、金融政策の引き締め、制約的な金融環境、貿易や投資の低迷などにより、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

人材関連ビジネス市場においては、オンライン化の進展により働く場所を問わない就業スタイルの浸透が進んだことや、オンラインでの採用活動が定着したこと等により、これまで時間的制約や地理的制約等から就業機会を失っていた求職者にとっては、新たな就業機会を獲得する契機となり、求人企業にとっても、より多くの人材獲得機会を得ることができるようになりました。また、コロナ禍で停滞した経済活動を正常化しようとする社会背景に伴って、人材関連サービスの需要は増加していくものと考えております。

当社グループの事業領域であるスタートアップ・ベンチャー企業をはじめとした新産業領域^(注)における人的資本を取り巻く環境では、政府が掲げる「新しい資本主義」において、スタートアップの育成及び人への投資の抜本的強化が重点戦略の中に位置づけられており、スタートアップの育成が日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会課題を解決する鍵であるとして、2022年11月に「スタートアップ育成5カ年計画」が発表されました。政府はその中の3本柱のひとつとして、「スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築」を掲げており、人的資本の重要性が高まっております。さらに、2022年3月に提言された経団連の「スタートアップ躍進ビジョン～10X10Xを目指して～」においても、5年後までに起業数10倍、成功レベル10倍(ユニコーン企業数約100社・デカコーン企業数2社以上)が成長目標に据えられ、そのために起こすべき7つの変化の一つが「人材の流動化、優秀人材をスタートアップエコシステムへ」とされており、このように、少子高齢化・人口減少による経済停滞という社会課題を解決するための重点投資領域として、「人」と「スタートアップ・ベンチャー企業」が位置づけられ、今後さらに取り組みが強化されていく中で、当社グループの事業機会もより拡大していくものと考えております。

このような経営環境の中、当社グループは、「人の可能性を引き出し 才能を最適に配置することで 新産業を創出し続ける。」というミッションを掲げ、新産業領域における人材の最適配置を中心として、人の持つ可能性に着目した「新産業領域における才能の最適配置を目指すプラットフォーム」を提供してまいりました。

また、2022年11月16日の取締役会において、代表取締役及び取締役の異動による新経営体制への移行を決定し、2023年3月1日から新経営体制へ移行いたしました。本サクセッション(経営継承)により、第二創業期として「継続的な高収益・高成長を目指すための改革」を掲げ、重要指標とした一人当たり営業利益の向上を目指し、「組織・人材・カルチャー」及び「事業マネジメントシステム」という2つの重要テーマを掲げ、最優先課題であるGoodfindの収益基盤強化に取り組んでまいりました。

当連結会計年度においては、売上高は前期比3.6%の減少となりました。これは、キャリアサービス分野の売上高が前期比2.0%の減少となったこと及びメディア・SaaS分野の売上高が前期比9.3%の減少となったことによるものです。キャリアサービス分野では、社会人向けサービスの改善が進んだことにより求人企業への入社人数が増加し、売上高が前期比40.0%増加したものの、当社グループの主力サービスである新卒学生向け厳選就活プラットフォーム「Goodfind」を含む学生向けサービスにおいて、2023年新卒入社に係る人材紹介手数料が減少したことなどにより、売上高が前期比5.6%減少となりました。また、メディア・SaaS分野では、主に「TeamUp」におけるシステム利用料の減少により、売上高は前期比9.3%の減少となりました。販売費及び一般管理費については、一人当たり営業利益の向上及び収益性改善を目指し、主に人員計画の見直しなどを行った結果、前期比1.2%の減少となりました。

この結果、当連結会計年度の当社グループの経営成績は、売上高1,418,396千円(前期比3.6%減)、営業利益155,396千円(同25.5%減)、経常利益151,648千円(同27.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益91,438千円(同34.5%減)となりました。

なお、当事業年度の業績や株主の皆様への利益還元の継続性等を総合的に勘案した結果、継続的な高収益・高成長を目指すための事業投資への資金配分を行う必要があり、安定した利益還元としての配当を継続的に実施できる経営状態には至っていないと考え、誠に遺憾ながら、当事業年度の期末配当については無配とさせていただきます。株主の皆様には、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 「新産業領域」とは、スタートアップ・ベンチャー企業における新規事業やイノベーションへの取り組みのみならず、大企業におけるビジネスモデル革新やイノベーション探索等のトランスフォーメーション及び中堅・中小企業における事業承継型の経営革新を含む領域として当社で定義しております。

当社グループは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、売上高については、キャリアサービス分野及びメディア・SaaS分野を事業部門として区分し、さらに、キャリアサービス分野は、学生向けサービス及び社会人向けサービスに細分化して分析しております。

事業部門	第18期 (2023年2月期)		第19期 (2024年2月期)	
	金額 (千円)	前期比 (%)	金額 (千円)	前期比 (%)
キャリアサービス分野	1,153,201	96.3	1,129,676	98.0
学生向けサービス	1,063,490	101.6	1,004,125	94.4
社会人向けサービス	89,711	59.7	125,550	140.0
メディア・SaaS分野	318,388	143.8	288,719	90.7
合計	1,471,590	103.8	1,418,396	96.4

(注) 上記事業部門別の売上高は、会社法第444条第4項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査は受けておりません。

また、2023年5月31日に提出した有価証券報告書の「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (2)事業内容に関するリスク ⑦ 業績の季節的変動について」に記載のとおり、当社グループの売上高構成比が最も大きく、主要事業である「Goodfind」においては、顧客企業の新卒学生向けの採用活動が活発に行われる時期に売上が集中いたします。さらに、新卒学生に係る成功報酬型の人材紹介手数料については、入社日基準により売上高を認識しているため、新卒学生の多くが入社する4月に売上高が集中いたします。この結果、第1四半期に売上高及び営業利益が集中する傾向にあります。

各四半期連結会計期間の推移は次のとおりであります。

第18期連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位：千円)

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間	通期
売上高	548,531	299,026	295,344	328,687	1,471,590
営業利益又は 営業損失 (△)	230,876	△5,211	△25,816	8,814	208,662

第19期連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位：千円)

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間	通期
売上高	481,721	346,750	284,428	305,495	1,418,396
営業利益又は 営業損失 (△)	149,478	40,642	△28,892	△5,831	155,396

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な設備投資及び除却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、2005年の創業期から2023年まで、スタートアップ・ベンチャー企業を中心とした新産業領域における人的資本投資という領域で事業を展開し、当該事業領域の新規性とスタートアップ・ベンチャー企業の急成長により、新しい市場の開拓とともに成長してまいりました。しかしながら、このような経営環境における成長の一方で、当社グループが持つ価値源泉及び競争優位性の構築と磨き込みが後手になったことで、新産業領域における人的資本市場の拡大やコロナ禍に伴う経営環境の変化に対応することができず、前事業年度及び当事業年度における成長率の減退を招いたと認識しております。

このような状況において、2023年3月に創業経営者から経営を引き継ぎ、新たな経営体制となりましたが、ミッション及び長期ビジョンの実現に向けて、「営業利益が持続成長する付加価値の高い事業」の構築が不可欠であると考えており、その探索と作り込みを経営者が自己体現し、組織へ展開することを通じて大改革を推進することで、企業価値向上に努めてまいります。なお、優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 主要サービス「Goodfind」における学生会員の利用率改善と求人企業とのマッチング創出

当社グループの主要サービスである「Goodfind」においては、顧客企業とのマッチングを生み出すために不可欠である学生会員の利用率改善と、当該学生会員と求人企業のマッチング創出が重要な課題であると認識しております。

当該課題に対しては、コロナ禍において一時オンラインのみとしていたコンテンツにオフラインを取り入れて実施することや、日々変化する学生会員の行動・思考にフィットする様々なコンテンツを提供することで、学生会員の利用率向上に努め、求人企業とのマッチングを創出してまいります。

② 組織・人材・カルチャー

ミッション及び長期ビジョンの実現においては、組織・人材・カルチャーの構築及び強化は重要な課題として認識しております。当社グループ自体が「新産業領域の人と組織に関する専門性とテクノロジーを有したプロフェッショナルカンパニー」となることを目指し、事業及び組織の好循環の起点となる良質なリーダーを再現性高く輩出するためのスローガン流リーダーシップの開発や、それらを通じたカルチャーの醸成と浸透等を実行してまいります。

③ 事業マネジメントシステム

業績及びKPIマネジメントの見直しや改善による深度向上と施策創出、相対優位性の高いオペレーションの構築による価値源泉の継続的な強化は重要な課題であると認識しており、その強化を実行してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第16期 (2021年2月期)	第17期 (2022年2月期)	第18期 (2023年2月期)	第19期 (2024年2月期)
売上高 (千円)	1,311,021	1,418,373	1,471,590	1,418,396
経常利益 (千円)	42,580	283,961	209,985	151,648
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	49,627	207,814	139,625	91,438
純資産額 (千円)	491,775	1,227,678	1,372,623	1,438,941
総資産額 (千円)	1,172,244	1,999,495	1,898,503	1,968,072
1株当たり純資産額 (円)	230.01	469.03	523.12	543.34
1株当たり当期純利益 (円)	23.14	92.14	53.31	34.43

- (注) 1. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第16期 (2021年2月期)	第17期 (2022年2月期)	第18期 (2023年2月期)	第19期 (2024年2月期)
売上高 (千円)	1,123,375	1,350,348	1,390,933	1,364,250
経常利益 (千円)	23,574	289,711	175,491	151,578
当期純利益 (千円)	36,613	251,348	108,523	91,438
純資産額 (千円)	479,342	1,258,780	1,372,623	1,438,941
総資産額 (千円)	1,141,822	2,004,417	1,884,870	1,959,650
1株当たり純資産額 (円)	224.19	480.91	523.12	543.34
1株当たり当期純利益 (円)	17.07	111.44	41.43	34.43

- (注) 1. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(7) 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
チームアップ株式会社	10,000千円	100%	SaaS型HRサービス「TeamUp」の開発及び運営

(8) 主要な事業内容（2024年2月29日現在）

当社グループは、新産業領域への人材支援を中心とする各種サービス提供を行っており、キャリアサービス分野及びメディア・SaaS分野で事業を展開しております。各分野で運営されるサービスは次のとおりです。

分野	サービス名称	サービス内容
キャリアサービス分野	新卒学生向け 厳選就活プラットフォーム 「Goodfind」	新産業領域の企業を厳選し、新卒学生に対してセミナーやイベント等のコンテンツを提供。企業に対しては、挑戦意欲・成長志向の高い人材の紹介を行います。
	新卒学生向け コンサル就活サービス 「FactLogic」	外資・日系コンサルティングファームに特化した就活対策及び選抜型コミュニティの形成を行う就活サービスです。
	学生向け長期インターン 紹介サービス 「Intern Street」	スタートアップ・ベンチャー企業の求人の特化した、長期インターン人材の紹介サービスです。
	社会人向けベンチャー・スタートアップ求人特化型エージェント 「Goodfind Career」	スタートアップ・ベンチャー企業の求人の特化した転職エージェントです。
	社会人3年目までのハイポテンシャル人材向けキャリア支援サービス 「Goodfind 3（スリー）」	キャリア戦略の構築からオファー獲得まで、社会人3年目までのハイポテンシャル人材向けキャリア支援サービスです。

分野	サービス名称	サービス内容
メディア・SaaS分野	若手イノベーション人材向け ビジネスメディア 「FastGrow」	新産業領域の情報を整理し、発信していくメディアです。新産業領域への挑戦を推進し、スタートアップ・ベンチャー企業の採用広報やブランディング、サービス認知を支援するビジネスメディアです。
	1 on 1 の仕組みをつくる SaaS型HRサービス 「TeamUp」	1 on 1 ミーティング及び360度フィードバックシステム「TeamUp (チームアップ)」を提供。人材育成や組織活性化を通じた人と組織の成長支援を行います。
	動画×経験学習プラットフォーム 「メタノビ」	バイアスやモノの見方にフォーカスした独自の動画コンテンツにより、経験学習モデルを活用した継続的な学習機会の提供を行うプラットフォームです。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(9) 主要な事業所 (2024年2月29日現在)

東京本社：東京都港区南青山二丁目11番17号

京都支社：京都府京都市中京区河原町通二条下る二丁目下丸屋町403番地

(注) 2024年3月1日付で京都支社を東京本社に統合いたしました。

(10) 従業員の状況 (2024年2月29日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
113 (105) 名	8名減 (20名増)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数 (契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。) は、最近1年間の平均人員数を () 内に外数で記載しております。

2. 当社グループは新産業領域における人材創出事業の単一の報告セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
112 (105) 名	4名減 (20名増)	30.1歳	3.1年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数 (契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。) は、最近1年間の平均人員数を () 内に外数で記載しております。

(11) 主要な借入先 (2024年2月29日現在)

該当事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況 (2024年2月29日現在)

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 2,748,375株 (自己株式100,047株を含む)
(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は38,800株増加しております。

③ 株主数 805名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
伊藤 豊	578,300	21.84
Reapra Ventures Pte. Ltd.	539,000	20.35
織田 一彰	300,000	11.33
遠藤 浩幸	105,400	3.98
KMFG株式会社	102,000	3.85
XTech1号投資事業有限責任組合	100,000	3.78
スローガン社員持株会	94,781	3.58
仁平 理斗	69,869	2.64
楽天証券株式会社	58,000	2.19
三菱地所株式会社	43,105	1.63

(注) 1. 当社は、自己株式を100,047株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権		第4回新株予約権	
発行決議日		2017年5月19日		2017年9月21日	
新株予約権の数		106個		20個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 53,000株 (新株予約権1個につき500株)		普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき500株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 111,500円 (1株当たり 223円)		新株予約権1個当たり 111,500円 (1株当たり 223円)	
権利行使期間		自 2019年5月20日 至 2027年5月19日		自 2019年9月22日 至 2027年9月21日	
行使の条件		(注) 3		(注) 3	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	86個	新株予約権の数	5個
		目的となる株式数	43,000株	目的となる株式数	2,500株
		保有者数	1名	保有者数	1名
	社外取締役	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	－株	目的となる株式数	－株
		保有者数	－名	保有者数	－名
	監査役	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	－株	目的となる株式数	－株
		保有者数	－名	保有者数	－名

		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2018年2月28日	2018年5月22日
新株予約権の数		3,400個	300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 17,000株 (新株予約権1個につき5株)	普通株式 1,500株 (新株予約権1個につき5株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 3,300円 (1株当たり 660円)	新株予約権1個当たり 3,300円 (1株当たり 660円)
権利行使期間		自 2020年3月1日 至 2028年2月14日	自 2020年5月23日 至 2028年5月22日
行使の条件		(注) 3	(注) 3
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	社外取締役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監査役	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 1,500株 保有者数 1名

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

		第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		2019年2月25日	2021年2月26日
新株予約権の数		4,500個	52,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 22,500株 (新株予約権1個につき5株)	普通株式 52,500株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 5,800円 (1株当たり 1,160円)	新株予約権1個当たり 1,160円 (1株当たり 1,160円)
権利行使期間		自 2021年2月26日 至 2029年2月25日	自 2023年2月27日 至 2031年2月26日
行使の条件		(注) 3	(注) 3
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 30,000個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監査役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

- (注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類と数」については、当社役員に交付された時点における総数を記載しております。
2. 2018年2月5日開催の取締役会決議により、2018年2月28日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、2019年7月10日開催の取締役会決議及び2019年7月31日開催の臨時株主総会決議により、2019年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場した日に、割当てられた新株予約権の個数の20%を、以後6か月経過ごとに20%ずつを行使することができる。なお、権利行使期間の終了日前6か月時点においては、割当てられた新株予約権の個数のすべてを行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
 - ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
4. 第3回新株予約権及び第4回新株予約権の取締役1名並びに第8回新株予約権のうち取締役1名が保有している新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものであります。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年2月29日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	仁平 理斗	—
取締役副社長	北川 裕憲	チームアップ(株) 取締役
取締役	杉之原 明子	アディッシュ(株) 取締役 特定非営利活動法人みんなのコード COO (株)Kaizen Platform 社外取締役 特定非営利活動法人ヘルスケアリーダーシップ研究会理事
取締役	渡辺 千賀	BSGP, Inc. プリンシパル EastMeetEast, Inc. 取締役 G.U. テクノロジーズ(株) 取締役
常勤監査役	林田 真由子	—
監査役	江原 準一	(株)リブセンス 常勤監査役 (株)クラウドワークス 社外監査役 (株)あつまる 社外監査役
監査役	中川 紘平	NEXAGE法律事務所 パートナー ミガロホールディングス(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役杉之原明子氏及び取締役渡辺千賀氏は、社外取締役であります。
2. 監査役江原準一氏及び監査役中川紘平氏は、社外監査役であります。
3. 監査役江原準一氏は、インターネット関連企業等の経営管理部門における長年の職歴を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役中川紘平氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役杉之原明子氏及び渡辺千賀氏、並びに社外監査役江原準一氏及び中川紘平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社であるチームアップ株式会社の取締役、監査役、執行役員及び当社取締役会で重要な使用人として決議された者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や、被保険者の犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。なお、当社の取締役の報酬は、基本報酬のみとし、現時点において業績連動報酬や株式報酬制度等の導入はしておりませんが、今後、中長期的な企業価値向上の適切なインセンティブとなるような報酬体系を検討いたします。

a. 基本報酬に関する方針

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された総枠の範囲内で、当社の業績、各取締役の役割における責務と貢献度、他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

b. 業績連動報酬等に関する方針

現時点においては導入しておりませんが、今後必要に応じて検討いたします。

c. 非金銭報酬等に関する方針

現時点においては導入しておりませんが、今後必要に応じて検討いたします。

d. 報酬等の割合に関する方針

月例の固定報酬のみといたします。

e. 報酬等の付与の時期又は条件の決定に関する方針

毎事業年度終了後3か月以内に開催される定時株主総会后に支給額を決定し、翌月より決定した年間報酬額を12分割した額を毎月支払うものといたします。

f. 報酬等の決定方法

取締役の個人別の基本報酬については、代表取締役社長及び社外取締役のみでその具体的内容の検討を行い、当社の業績、各取締役の役割における責務と貢献度、他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、取締役会決議により決定いたします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	45,000千円 (7,350千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	12,720千円 (5,700千円)
合計 (うち社外役員)	8名 (4名)	57,720千円 (13,050千円)

- (注) 1. 上表には、2023年5月30日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2019年7月31日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内（決議時点における取締役の員数は4名）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2019年7月31日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内（決議時点における監査役の員数は3名）と決議いただいております。
4. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役江原準一氏は、株式会社リブセンスの常勤監査役であります。株式会社リブセンスは当社取引先ですが、当社と同社の間に重要な取引その他関係はありません。
- ・ その他重要な兼職の状況につきましては「(3) ① 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 杉之原 明子	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。 ベンチャー企業における豊富な事業経験及びジェンダーギャップの解消に向けた活動に基づき、当社経営におけるダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン (DE&I) の推進の観点から取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための当社が期待する役割を適切に果たしております。
取締役 渡辺 千賀	2023年5月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席いたしました。 長年にわたるコンサルティング業務の経験、テクノロジー関連領域及びグローバル視点に関する専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための当社が期待する役割を適切に果たしております。
監査役 江原 準一	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会15回すべてに出席いたしました。 財務及び会計並びにコーポレート・ガバナンスに関する専門的見地から取締役会及び監査役会において積極的に意見を述べており、当社が期待する経営の監視・監督の役割を適切に果たしております。
監査役 中川 紘平	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会15回すべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から取締役会及び監査役会において積極的に意見を述べており、当社が期待する経営の監視・監督の役割を適切に果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催数の他、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決議します。それを受けて、取締役会はその議案を株主総会に提案します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは責任限定契約を締結しておりませんが、当社定款第39条第2項において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる定めを設けております。

3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	1,825,391	【流動負債】	529,131
現金及び預金	1,650,036	未払金	74,696
売掛金	97,717	未払費用	7,381
貯蔵品	1,144	未払法人税等	16,953
前払費用	27,472	未払消費税等	11,435
その他	49,021	前受金	412,075
【固定資産】	142,681	その他	6,588
有形固定資産	581	負債合計	529,131
工具、器具及び備品（純額）	581	純資産の部	
無形固定資産	901	【株主資本】	1,438,717
ソフトウェア	901	資本金	15,015
投資その他の資産	141,198	資本剰余金	1,003,249
投資有価証券	127,884	利益剰余金	481,967
差入保証金	8,062	自己株式	△61,515
繰延税金資産	5,251	【その他の包括利益累計額】	224
		その他有価証券評価差額金	224
		純資産合計	1,438,941
資産合計	1,968,072	負債及び純資産合計	1,968,072

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会参考書類

連結損益計算書

(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,418,396
売上原価		63,974
売上総利益		1,354,421
販売費及び一般管理費		1,199,025
営業利益		155,396
営業外収益		
持分法による投資利益	1,110	
その他	74	1,185
営業外費用		
支払利息	1	
投資事業組合運用損	4,931	4,933
経常利益		151,648
特別損失		
減損損失	12,460	12,460
税金等調整前当期純利益		139,187
法人税、住民税及び事業税	49,351	
法人税等調整額	△1,602	47,748
当期純利益		91,438
親会社株主に帰属する当期純利益		91,438

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	1,816,968	【流動負債】	520,708
現金及び預金	1,640,805	未払金	74,669
売掛金	95,565	未払費用	7,381
貯蔵品	1,144	未払法人税等	16,883
前渡金	6,888	未払消費税等	9,705
前払費用	27,168	前受金	405,480
立替金	37,463	その他	6,588
その他	41,550	負債合計	520,708
貸倒引当金	△33,616	純資産の部	
【固定資産】	142,681	【株主資本】	1,438,717
有形固定資産	581	資本金	15,015
工具、器具及び備品（純額）	581	資本剰余金	1,003,249
無形固定資産	901	資本準備金	496,157
ソフトウェア	901	その他資本剰余金	507,092
投資その他の資産	141,198	利益剰余金	481,967
投資有価証券	62,933	その他利益剰余金	481,967
関係会社株式	0	繰越利益剰余金	481,967
その他の関係会社有価証券	64,950	自己株式	△61,515
差入保証金	8,062	【評価・換算差額等】	224
繰延税金資産	5,251	その他有価証券評価差額金	224
資産合計	1,959,650	純資産合計	1,438,941
		負債及び純資産合計	1,959,650

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,364,250
売上原価		43,598
売上総利益		1,320,651
販売費及び一般管理費		1,165,324
営業利益		155,327
営業外収益		
その他	74	74
営業外費用		
支払利息	1	
投資事業組合運用損	3,821	3,823
経常利益		151,578
特別損失		
減損損失	12,460	12,460
税引前当期純利益		139,117
法人税、住民税及び事業税	49,281	
法人税等調整額	△1,602	47,678
当期純利益		91,438

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月1日

スローガン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	石丸 整 行
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	三木 拓 人
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スローガン株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スローガン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月1日

スローガン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士 石丸 整 行
業 務 執 行 社 員	
指定有限責任社員	公認会計士 三 木 拓 人
業 務 執 行 社 員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スローガン株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算
書類

計
算
書
類

監
査
報
告

株
主
総
会
参
考
書
類

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月2日

スローガン株式会社 監査役会

常勤監査役 林田真由子 ㊟

社外監査役 江原準一 ㊟

社外監査役 中川紘平 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	にひら まさと 仁平 理斗 (1986年4月18日生) 再任	2010年4月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2016年12月 当社入社 2017年10月 当社執行役員 2021年3月 当社取締役 執行役員COO 2023年3月 当社代表取締役社長（現任）	69,869
2	きたがわ ひろのり 北川 裕憲 (1986年12月11日生) 再任	2011年12月 新創監査法人入所 2015年7月 当社入社 2015年8月 公認会計士登録 2015年10月 当社執行役員 2017年10月 当社取締役 執行役員CFO 2018年5月 チームアップ株式会社 取締役（現任） 2023年3月 当社取締役副社長（現任）	35,000
3	すぎの はら あきこ 杉之原 明子 (1986年11月20日生) 再任	2010年4月 株式会社ガイアックス入社 2014年4月 アディッシュ株式会社 取締役管理本部長 2020年3月 アディッシュ株式会社 取締役組織戦略管掌 2021年1月 アディッシュ株式会社 取締役 2021年4月 特定非営利活動法人みんなのコード COO（現任） 2021年5月 当社取締役（現任） 2022年3月 株式会社Kaizen Platform 社外取締役（現任） 2022年4月 特定非営利活動法人ヘルスケアリーダーシップ研究会理事（現任）	—

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
4	わたなべ ちか 渡辺 千賀 (1967年3月29日生) 再任	1990年4月 三菱商事株式会社入社 1999年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2000年1月 株式会社ネオテニー入社 2000年10月 BSGP, Inc. プリンシパル (現任) 2009年4月 Naan Studio, Inc.入社 2020年4月 EastMeetEast, Inc. 取締役 (現任) 2021年3月 ソウルドアウト株式会社 社外取締役 2022年4月 G.U.テクノロジーズ株式会社 取締役 (現任) 2023年5月 当社取締役 (現任)	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 杉之原明子氏及び渡辺千賀氏は社外取締役候補者であります。
3. 杉之原明子氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 杉之原明子氏を社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割の概要は、ベンチャー企業における事業及びマネジメント経験が豊富であることや、組織におけるジェンダーギャップの解消やダイバーシティの推進に積極的に取り組んできた経緯から、当社におけるダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン (DE&I) の推進を通じた企業価値向上への貢献が期待できると考えたためであります。
5. 渡辺千賀氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 渡辺千賀氏を社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割の概要は、長年にわたりコンサルティング業務に従事しており、主にテクノロジー関連領域に精通していることから、その豊富な経験と専門的な知見が当社経営に最大限活かされると考えたためであります。
7. 当社は、杉之原明子氏及び渡辺千賀氏の選任の承認をいただいた場合には、両氏と締結している会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令で定める額としております。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社であるチームアップ株式会社の取締役、監査役、執行役員及び当社取締役会で重要な使用人として決議された者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や、被保険者の犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は填補の対象としないこととしております。
9. 当社は、杉之原明子氏及び渡辺千賀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役会の決定により同監査法人を再任しないこととし、新たに会計監査人として監査法人FRIQを選任することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

また、監査役会が監査法人FRIQを会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、当社の業務内容や事業規模を踏まえ、会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2024年4月30日現在)

名 称	監査法人FRIQ		
事 務 所	主たる事務所 東京都千代田区神田紺屋町15番地		
沿 革	2021年1月 監査法人FRIQ設立		
概 要	資本金	22百万円	
	構成人員	代表社員（公認会計士）	1名
		社員（公認会計士）	10名
		特定社員	1名
		職員（公認会計士）	52名
		職員（その他）	26名
合 計	90名		

(注) 会計監査人候補者は、過去2年間に、当社より、内部統制報告制度に関するアドバイザー業務に対する報酬等を受けております。

第3号議案 取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容決定の件

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役（社外取締役を含む。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容は、ミッション及び長期ビジョンの実現、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上への貢献意欲をより一層高めることを目的として、対象取締役の業務執行の状況及び貢献度等を総合的に勘案して決定しており、ストック・オプションとして新株予約権を付与することは対象取締役の報酬等として相当なものであると考えております。

II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2019年7月31日開催の臨時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。決議時点における取締役の員数は4名）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内（うち、社外取締役分については10百万円以内）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。係るストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役に割当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行うものとします。なお、現在の取締役は4名（うち、社外取締役2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されました後も現在と同様に、取締役は4名（うち、社外取締役2名）となります。

なお、当社の取締役の他に、当社従業員に対しても同様のストック・オプションを割当てる予定です。具体的な付与対象者、支給時期及び分配については、取締役会にて決定いたします。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、取締役については510個（うち社外取締役分は10個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は、取締役については51,000株（うち社外取締役分は1,000株）とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、本新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までとする。ただし、行使期間の最終日が、会社の休業日に当たる場合には、その前営業日を最終日とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、新株予約権者が割当日から継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員として在籍していることを条件として、本新株予約権者が交付を受けた本新株予約権のうち、以下の各号に掲げる期間において、各号記載の割合を限度として本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、本新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員として地位を喪失した場合、以降、当該地位の喪失時点において行使可能な本新株予約権のみ行使可能とする。なお、本新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数の計算において1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(ア) 割当日から1年を経過後、1年6か月までの期間：本新株予約権の20%

(イ) 割当日から1年6か月を経過後、2年までの期間：本新株予約権の40%

(ウ) 割当日から2年を経過後、2年6か月までの期間：本新株予約権の60%

(エ) 割当日から2年6か月を経過後、3年までの期間：本新株予約権の80%

(オ) 割当日から3年経過後：本新株予約権の100%

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権者が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、本新株予約権の行使を行うことはできない。

(ア) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

(イ) 新株予約権者が会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又はその関係会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

(ウ) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合

(エ) 新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(オ) 新株予約権者が会社又はその関係会社の監査役の身分を有する場合（本新株予約権発行後に係る身分を有するに至った場合を含む。）において、新株予約権者が監査役としての忠実義務等会社又はその関係会社に対する義務に違反した場合

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

Ⅲ その他

当社は、本議案が可決された場合に付与する取締役に対するストック・オプションに加えて、今後、従業員に対するストック・オプションの発行を予定しております。発行の内容につきましては、取締役会にて決議され次第、速やかにお知らせいたします。

第4号議案 当社の社外協力者に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の社外協力者に対してストック・オプションとして発行する新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

I. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の社外協力者に対して、当社の組織・人材戦略の立案及び実行を通じた株主価値向上への意欲と士気を一層高めることを目的として、本新株予約権を無償で発行するものであります。

II. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限並びに払込みに関する事項

1. 新株予約権の数の上限

5個を上限とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式500株を上限とし、下記3.（1）により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

3. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、2026年6月29日から2034年5月29日までとする。ただし、行使期間の最終日が、会社の休業日に当たる場合には、その前営業日を最終日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、新株予約権者が割当日から継続して当社と継続的な業務委託関係が存続していることを条件として、新株予約権者が交付を受けた本新株予約権のうち、以下の各号に掲げる期間において、各号記載の割合を限度として本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の業務委託関係者としての地位を喪失した場合、以降、当該地位の喪失時点において行使可能な本新株予約権のみ行使可能とする。なお、新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数の計算において1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(ア) 割当日から1年を経過後、1年6か月までの期間：本新株予約権の20%

(イ) 割当日から1年6か月を経過後、2年までの期間：本新株予約権の40%

(ウ) 割当日から2年を経過後、2年6か月までの期間：本新株予約権の60%

(エ) 割当日から2年6か月を経過後、3年までの期間：本新株予約権の80%

(オ) 割当日から3年を経過後：本新株予約権の100%

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 新株予約権者が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、本新株予約権の行使を行うことはできない。

(ア) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

(イ) 新株予約権者が会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又はその関係会社と競業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

(ウ) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合

(エ) 新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これ

に準ずる者を意味する。以下同じ。) であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. (6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 6. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
- 7. 新株予約権に関するその他の事項
本新株予約権に関するその他の事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上